

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

1. 背景

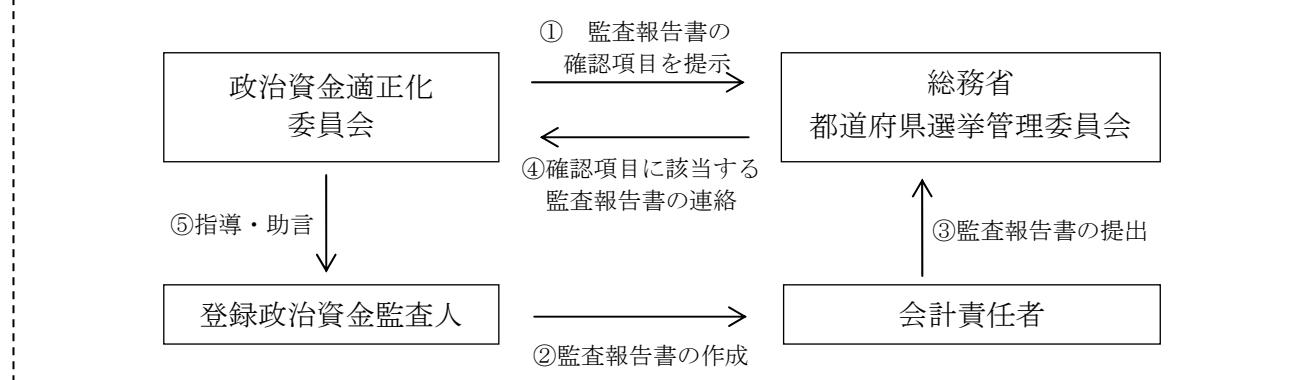
収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う枠組みを示し、平成26年度の委員会で具体的な内容等について議論を行い、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始することとした。

2. 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うものである。詳細は以下のとおり。

【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組（イメージ）】



【取組の目的】

政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する国民の信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。また、取組の結果、都道府県選管等における形式審査業務について、将来的には効

率化が期待できる。

【確認項目】

「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」と、「収支報告書(支出に係る分に限る。) 上に金額の不整合があるもの」とで構成。

【報告を求める範囲】

都道府県選管等において収支報告書(定期分)に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、

ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、都道府県選管等での形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかつたものに限って報告。

イ 収支報告書上に金額の不整合があるものについては、最初の受付時点で該当するものを報告。

ウ 確認項目以外であっても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告。

注 当委員会への報告に当たって補正前の政治資金監査報告書等の写しの添付を求めている。

【委員会での取扱い】

個別の事例1件ごとに委員会で指導・助言の要否を審議・決定。

【個別の指導・助言の対象】

ア 確認項目に関する報告については、すべて個別の指導・助言の対象。

イ 確認項目以外に関する報告については、委員会において対応を判断。

【個別の指導・助言の手法】

委員会での審議後速やかに、対象となった登録政治資金監査人に対して、以下の文面の文書により個別の指導・助言を実施。

ア 確認項目については、該当した確認項目に応じた個別の指導・助言の文面

イ 確認項目以外については、当該報告内容に応じた個別の指導・助言の文面

【関係士業団体との連携・協力】

当委員会からの直接の指導・助言に加え、関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への文書の送付や広報誌等への掲載を依頼。